

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2009～2013

課題番号：21243007

研究課題名(和文) ネットワーク社会における都市空間のガバナンス 新たな実定法パラダイムの構築

研究課題名(英文) Construction of New Paradigm of Laws and Regulations for Urban Governance in Networked Society

研究代表者

吉田 克己 (YOSHIDA, KATSUMI)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：20013021

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 32,000,000円、(間接経費) 9,600,000円

研究成果の概要(和文)：現代社会は、政策と法の形成において多元的主体の水平的調整が重要な意味を持つネットワーク社会と特徴づけることができる。ネットワーク社会における都市空間のガバナンスは、主体の多元性を前提としつつ、公私協働を可能にするものとして構想される必要がある。本研究は、このような認識を明らかにするとともに、それを踏まえた新たな実定法パラダイム構築の基本的方向を提示した。日本の現代社会はまた、経済成長と都市人口急増の局面から、経済不況と人口減少を特徴とする局面に入っている。本研究は、この新たな問題状況が都市法のパラダイムに与える影響を分析し、人口減少社会に対応する都市法の理論的課題を解明した。

研究成果の概要(英文)：Horizontal coordination among pluralistic actors is essential for policymaking and legislation in contemporary networked society. Urban governance therefore demands effective corporations between public and private sectors both with diverse activities. Our research sets up a new paradigm of laws and regulations based on the perspective.

The paradigm also finds Japanese society in transition from economic growth and rapid increase in urban population to economic stagnation and population decline. Theoretical and practical problems of urban law arising from the transition are explored and articulated.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：都市法 ネットワーク社会 人口減少社会 ガバナンス 都市計画 土地所有権 公私協働 法源の多元化

1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀の日本社会は、ポスト高度成長期の大きな変動の時代に入っている。規制緩和と国家の相対化、企業等の社会的権力の役割の増大、NPO等に見られる市民の役割の増大、価値観の多元化、人権意識の拡大と個人主義の伸長などがそこでの特徴である。それらは、先進諸国に共通に見られる動向であり、国家・行政が主導する縦型のピラミッド社会から、多元的主体間の調整が重要な意味を持つ水平型のネットワーク社会への移行が見出される。

本研究は、このような状況を踏まえて、現代社会を、政策と法の形成において多元的主体の水平的調整が重要な意味を持つネットワーク社会と特徴づけ、ネットワーク社会における都市空間のガバナンスに関する新たな実定法パラダイムの構築を目指すものである。

(2) 本研究開始当時の都市法と都市法学の問題関心の中心は、私的土地所有権の強大性を克服しつつ、都市空間利用の公共的コントロールをどのように確保するかにあった。この都市法論は、生活など経済効率性以外の価値をも考慮する枠組みを提示した点で、ネットワーク社会における価値の多元化に対応しうる都市法パラダイムの基礎となりうるものである。しかし、それが主として想定していたのは、高度成長型の都市である。その結果、都市の無秩序な成長に対する公共的コントロールが重視され、ネットワーク社会に対応した多元的・水平的な都市空間のガバナンスという問題意識は稀薄であった。

他方で、本研究開始当時、法学の様々な領域で、公私協働に対する理論的関心が高まってきていた。この背景には、ネットワーク社会において国家・行政が相対化し、市民社会の役割が重要になるという大きな動きがある。具体的には、公益的事業の広義の民営化と、公共的利益の内容決定や侵害の場合のサンクション発動に対する私人の関与という2つの側面が、公私協働論の主たる問題関心の対象になっていた。前者の動向は主として行政法学、後者は主として民法学にかかわるが、いずれにおいても、伝統的な実定法パラダイムだけでは問題への対処が困難である。そこで、民法学においても行政法学においても、新たな理論的営為が始まっていた。これらは貴重な動向であり、都市法も検討の素材となっているが、都市法の全体をカバーするものではない。

(3) 本研究においては、以上のような都市法論と公私協働論の理論的営為を承継し発展させつつ、都市空間のガバナンスに関する実定法パラダイムの再構築を目指すことにした。

2. 研究の目的

以上のような問題意識に基づきつつ、本研

究では、次のような研究目的を追求した。

(1) 日本および西欧(フランスおよびドイツを中心とする)におけるネットワーク型社会に対応する都市法改革の現状およびそれをめぐる理論状況を解明する。

日本では、都市計画法の「抜本的見直し」が始まっている。フランス、ドイツにおいても、この間、都市計画にかかわる法制の抜本的改革が行われている。これらの動向およびそれをめぐる理論状況について、外国については現地調査も踏まえた研究を遂行する。

(2) 都市空間のガバナンスに関して、ネットワーク社会に対応する新たな実定法パラダイムの提示を試みる。

より具体的には、従来の国家・行政主導型の都市法制に代えて、市民社会のアクターを重視する。公共団体の決定への市民社会の参加や市民社会のアクター間の調整についての公共団体によるコーディネート(決定過程における公私協働)、ルール違反がある場合におけるサンクションへの市民社会のアクターの関与(サンクション発動における公私協働)を重視し、そのための法的ツールを開発する。

(3) 都市空間のガバナンスに関する新たな実定法パラダイム構築に対応するために、伝統的法学パラダイムを再検討する。そのような作業を行う上で、2つの領域が重要である。

契約論。国家・行政の相対化にせよ市民社会のアクター相互の調整にせよ、関係形成のために契約が活用されることが多い(契約化現象)。それを踏まえてどのように新たな契約論を構築するか。この問題について、民法上の契約論および行政契約論の両面からアプローチする。

救済論。国家の計画高権という伝統的考え方と行政争訟制度の機能不全を背景として、計画に対する市民の法的な異議申立ての可能性は大きく制限されていた。この克服の方向を行政法理論として深化させる。民法の領域では、公共的利益侵害がある場合の私人によるサンクション発動に関して、損害賠償をどう考えるか、差止めの可能性をどう考えるかという問題が提起される。これらの領域を出発点としつつ、伝統的法学パラダイムを再検討する。

(4) 人口減少社会を見据えた都市法のパラダイムを開拓する。

この課題は、本研究開始後にその重要性を自覚し、研究目的に加えたものである。この課題は、とりわけ日本において重大性を増している。都市計画法固有の領域でも、民法の所有権法などの領域でも、この課題を正面から見据えた理論開拓が要請される。

3. 研究の方法

(1) 再検討が必要となる2つの伝統的法学に対応させて、「市民社会班」と「行政班」

を設置した。また、両者を貫くネットワーク社会の基礎理論を追求するために、「基礎理論班」を設置した。これらの3つの研究ユニットの個別的理論活動を基礎としつつ、全体研究会や全体シンポジウムを適宜開催して、実定法横断的、また基礎理論との交流を確保した。

(2) 外部から研究者を招聘した研究会やシンポジウムを適宜開催して、内部での理論形成を不断に相対化するよう努めた。外国からも研究者を招聘して研究会やシンポジウムを開催し、理論形成の交流と理論の国際発信を図った。

(3) さまざまな手段を活用して、中間的なものであっても研究成果を外部発信し、外部からの批判を求めることを試みた。その際に、北大法学研究科GCOEと緊密な協力関係を保ち、同GCOEの機関誌である『新世代法政策学研究』が成果公表媒体として重要な意味を持った。また、各種の法律関係専門誌にも、積極的に公表の場を求めた。さらに、研究代表者吉田が早稲田大学に所属を変えた後は、早稲田大学比較法研究所とも協力関係を築き、同研究所を通じた成果公表も試みている。

4. 研究成果

(1) 日本および西欧(ドイツおよびフランスを中心とする)における都市法改革の現状および理論状況の把握については、フランスおよびドイツにおいて現地調査を実施し、最新の問題状況を把握することができた。フランスについては、5件計8人の研究者、実務家からヒアリングを行うことができ(パリ第2大学 Hugues Perinet-Marquet 教授、パリ・シアンヌ・ポ Jean-Bernard Auby 教授など)、「持続的発展」という新たな政策理念のもとで、フランス都市法が著しい変貌を示していることを確認することができた。ドイツについては、ハンブルク市を訪れ、港湾の再開発地区である Hafen City、旧産業地区から文化的注目地区に変貌しつつある Ottense 地区など4地区を訪問し、関係者から聞き取りを行ったほか、ハンブルク大学 Menzel 教授、Koch 教授などの研究者との議論を行った。これによって、ドイツにおける市民参加の新たな相貌などについての貴重な知見を得ることができた。

日本については、広島県鞆の浦における景観紛争に関する現地調査を実施したほか、進行中の都市計画法全面改正動向についての情報収集を継続的に行った。その成果は、後掲の日本都市法に関する論文の多くに反映されている。また、人口減少社会における都市法という課題に正面から向き合うことの重要性に関する認識も、この研究活動の中から得られたものである。

独仏の都市法の状況把握については、関係研究者を招聘した研究会活動という形でも

その課題を追求した。その成果として公表されたものとして、ドイツについては大村謙二郎「ドイツの都市計画契約」(新世代法政策学研究7号、p.239-248、2010)が、「公民連携時代」という観点から、ドイツ都市計画契約制度の制度内容と運用状況を明らかにしている。フランスについては鳥海基樹「フランスの都市計画の広域化と地方分権」(新世代法政策学研究7号、p.249-289、2010)が「機能不全、策定組織、補完措置」という観点からフランスの実状を明らかにしている。フランスについてはさらに、ノルベール・フルキエ(津田智成訳)「SUR法以降のフランス都市法をどのように特徴づけるか?」(北大法学論集64巻3号、p.[291]-[315]、2013)を得た。同論文は、2000年のSRU法(都市連帯刷新法)によって、フランス都市法が、「持続的発展」という政策目標を法律中に明示し、都市計画の内容を交通政策・住宅政策・文化政策等を含めた地域の総合的発展計画に大きく拡大することによって、質量両面で大きな変貌を遂げてきていることを明らかにしている。

(2) 次に、ネットワーク社会に対応し、また人口減少社会を見据えた都市法理論を開拓するという、本研究の第2、第4の目的について述べる。

これに関しては、「持続的発展と都市法」と題する国際シンポジウムの開催が本研究の中間的な取りまとめの場となり、その成果は、新世代法政策学研究16号(2012)に公表されている。

フランスからは、ユーグ・ペリネ=マルゲ(山城一真訳)「都市計画法における環境への配慮とフランス民法へのインパクト」(p.135-158)とジャン=フォリップ・ブルアン(興津征雄訳)「フランスは『持続可能な都市法』に向かっていているのか?」(p.159-171)の2本の報告がなされた。前者は、環境重視型のグルネル法などの近時の立法の展開が、民事責任法にどのような影響を及ぼしているかを分析し、後者は、持続可能性の法的射程は限定されていること、しかし、それでも都市法にさまざまなインパクトを及ぼすであろうこと、の両面に注意を喚起している。

ドイツからは、ヤン=ヘンデリク・ディートリヒ(山下竜一訳)「ドイツ都市建設法における持続的都市発展の制御についての諸選択肢」(p.199-220)とアルネ・ピルニオク(野田崇訳)「都市建設用の課題としての持続的都市発展」(p.221-242)の2本の報告がなされた。前者は、持続的発展が世界的に見ても喫緊の課題となっていること、他面で、ハンブルクの具体的実践を見ると、そのコンセプトの実現は困難な課題であることを指摘する。後者は、近年のドイツ都市建設法の発展が、持続性という指導概念を背景として理解しうることを指摘する。

日本の問題状況の分析としては、次の3本の報告がなされた。吉田克己「日本都市法の新たな展開……」(p.173-197)(論文9)は、都市法の目標、手法(計画論、事業論)、アクターという諸領域において、日本都市法のパラダイム転換が生じようとしていることを指摘し、角松生史「都市縮小と法」(p.243-263)は、人口減少社会の時代を迎えて都市法の課題がどのように変わっていくか、都市「法」の役割がどのようなものになりうるのかを検討する。そして、野田崇「市町村マスタープラン……」(p.265-283)(論文13)は、都道府県レベルの区域マスタープランが市町村マスタープランを制御しうるための条件を検討し、市町村の参加のほか市民参加の導入が望ましいと論じる。

これらの成果によって、持続的発展をキーワードに、仏独日の問題状況の共通性と相違点をクリアに描き出すことができたように思われる。ネットワーク社会という点では共通の問題状況が見出されるが、人口減少社会は日本に特有の問題ではないか、ということである。

もう1つ重要な成果として、日仏国際シンポジウム「環境と契約」の開催がある(早稲田大学比較法研究所等に協力)。2日間にわたるこのシンポジウムにおいては、フランス6本、日本6本の報告がなされた。本研究の観点からは、とりわけ、環境法領域での公権力の機能の変容と私的アクターの変容を分析するロラン・ファンボスティエ「県境公序と公的活動の変容」、公的アクターと私的アクターとの関係の構造変容を背景としつつ、日本と司法において契約的手法活用の方向が出てきていることを指摘する吉田克己「都市環境と契約的手法」、環境における契約的手法の活用と環境債務という観点から整理しようとするマチルド・ブトネ「フランス契約法における環境債務」が重要である。なお、この研究成果は、吉田克己=マチルド・ブトネ【編】『環境と契約』として、近く成文堂から公刊される予定である。

本研究のメンバーがこの問題領域において公表した主要な研究成果としては、次のようなものがある。吉田克己「都市法の近時の改正動向……」(論文8)は、公共性の再構成という近時の日本都市法の改正動向を分析し、改正のあるべき姿を示唆する。亘理格「都市環境関連法……」(論文10)は、都市計画法や国土利用計画法を都市環境保護の視点から再編しようとする際に、広域と狭域各段階における戦略性をもったマスタープランを制度設計する必要があることを論じる。角松生史「『協議調整型』……」(論文4)は、建築行政に「協議調整型ルール」を導入することを巡る議論を、「定性的基準の導入」「協議調整」の二つの側面に分けて検討したものである。Narufumi Kadomatsu, “Accountability……”(論文18)は、1990

年代後半に日本に導入されたアカウンタビリティ概念(=「説明責任」)およびその関係概念を実定法上用いる「アカウンタビリティ関係法制」について、統治システムの変容との関係を指摘し、また、これら法制度における説明責任のあり方を検討する。野田崇「住宅の『公共性』」(論文20)は、市街地景観の維持ないし形成のための公的介入の根拠としては、建築物が一定の空間を占有することそれ自体に求めるべきであることを指摘する。

なお、外部研究者と招聘した研究活動から生まれた成果としては、中井袿裕「現行都市計画制度の課題と改正試論」(新世代法政策学研究16号、p.333-352,2012)があり、今後のあるべき都市法の内容について、具体的な提言を行っている。

(3)最後に、既存の実定法パラダイムの再構築を目指す理論開拓という本研究の第3の目的に関する成果について述べる。

この点では、神戸大学で開催された公開カンファレンス「公法と私法における集団的・集合的利益論の可能性」に、本研究のメンバーである吉田と亘理が招聘されて報告を行い、その成果として吉田克己「保護法益……」(論文1)および亘理格「共同利益論……」(論文2)を公表したことが、大きな意味を持つ。亘理論文は、共同利益論を通じた行政訴訟の原告適格の新たなあり方を提示し、吉田論文は、公共的利益論に民法法学がいかに取り組むかの展望を提示した。いずれも、本研究の成果が学界レベルで大きな関心の対象になっていることを示している。

関連して、招聘研究者の報告として、アレクザンダー・ポイケルト「価値ある都市景観の民法による保護? - 個別的法益・集合的法益の保護について」を得たことも重要な成果であった。景観保護を集合的利益のドイツ的視角から論じ、この問題に関わるに関する日独の問題状況あるいは学説の対応状況の相違を浮き彫りにするものであったからである(この報告は、後掲『都市空間のガバナンスと法』に収録予定)。

次に救済論について述べる。民事救済論については、根本尚徳『差止請求権論の理論』(図書5)が、権利構成に至らない法益侵害についても差止めを認める基礎理論開拓に取り組んだ。行政救済論については、興津征雄『違法是正と判決効』(図書6)が、取消判決後の行政過程において判決の実効性を確保するために、形成力・既判力・拘束力の3つの効力がそれぞれどのような守備範囲を担っているかを、それらの機能に着目して分析する。いずれも、若手研究者の力作として学界の注目を浴びた業績である。

各論的には、ミニ都市空間とも言えるマンションの管理をめぐる問題状況を解明し、法理論的検討を行う論考として、秋山靖浩「被災マンション……」(論文5)と尾崎一郎

「マンション……」(論文 22)を得た。前者は、被災マンションに関する一括売却制度を検討し、後者は、加速する社会変動というコンテクストにおいて、区分所有共同体がいかなる法秩序を維持し得ているか、その法社会学的特性は何かを明らかにする。

また、問題の基礎にある土地所有権論について、招聘研究者の報告を公表する論考として、横山美夏「フランス法における所有(propriete)概念 財産と所有に関する序論的考察」新世代法政策学研究 12号、p.257-297、2011 および水津太郎「物概念論の構造 パンデクテン体系との関係をめぐって」同誌、p.299-346を得た。また、尾崎一郎「新しい『所有権法の理論』」(学会発表 2)は、かつての川島所有権法の理論の現代的再評価という問題提起をし、齋藤哲志「Propriete……」(論文 16)も所有権論の基礎理論を扱う。フランスからの招聘研究者によるノルベール・フルキエ「フランス行政法における公権論」(商法雑誌 147 巻 6 号、p.492-516、2013)は、主観的権利論を深めるもので、所有権論という観点から見ても有益な成果であった。

(4) 以上のような本研究の成果をとりまとめるものとして、吉田克己・角松生史【編】『都市空間のガバナンスと法』と題する書物が、2014 年度中に信山社から公刊される予定である。そこには、招聘研究者の報告に基づく論考の外、本研究メンバーの以下のような論考が掲載される予定である。

吉田克己「人口減少社会と都市法の課題」、角松生史「既存不適格について」、秋山靖浩「空き家問題と定期借家」、尾崎一郎「ネットワーク社会における都市型コモンスについて

その可能性と限界」、興津征雄「計画による公共性と行政過程論 - 行政法の利益多元モデルによせて」、野田崇「行政決定の『中立性』 Stuttgart21 を巡る議論を中心として」、巨理格「フランスにおける都市内交通計画(plans de déplacements urbains)について」、齋藤哲志「フランス都市法・住宅法における社会的混合 - その法的スキームに関するいくつかの問題」、根本尚徳「差止論の現代的課題」。

これらの公表によって、先に掲げた本研究の研究目的に、一応の区切りをつけることができると考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 26 件)

1. 吉田克己「保護法益としての利益と民法学 - 個別的利益・集合的利益・公共的利益」民商法雑誌 148 巻 6 号、p.572-605、2013、査読無
2. 巨理格「共同利益論と『権利』認定の方法」

- 民商法雑誌 148 巻 6 号、p.513-550、2013、査読無
3. 角松生史「『景観利益』概念の位相」新世代法政策学研究 20 号、p.273-306、2013、査読無
4. 角松生史「『協議調整型』まちづくりの制度設計とルール/スタンダード論」日本不動産学会誌 27 巻 3 号(106 号)、p.55-62、2013、査読無
5. 秋山靖浩「被災マンションの復興をめぐる 3 つの観点—法改正における議論を手がかりとして」論究ジュリスト 6 号、p.34-43、2013、査読無
6. 根本尚徳「特許権侵害に基づく差止請求権の立法による制限の可否 民法学の立場から」ジュリスト 1458 号、p.48-53、2013、査読無
7. 尾崎一郎「法と正義：その親和性と懸隔」法社会学 78 号、p.62-73、2013、査読無
8. 吉田克己「都市法の近時の改正動向と公共性の再構成」法律時報 84 巻 2 号、p.63-68、2012、査読無
9. 吉田克己「日本都市法の新たな展開と都市法のパラダイム転換」新世代法政策学研究 16 号、p.173-197、2012、査読無
10. 巨理格「都市環境関連法の課題と展望 - 計画法論の視点から」新美育文・松村弓彦・大塚直編『環境法大系』、商事法務、p.783-804、2012、査読無
11. 巨理格「フランス法における公私協働 - 行政契約法の基層という視点から」岡村周一・人見剛編著『世界の公私協働 - 制度と理論』、日本評論社、p.233-243、2012、査読無
12. 角松生史「『地域像維持請求権』をめぐって」阿部泰隆先生古稀論文集『行政法学の未来に向けて』、有斐閣、p.477-501、2012、査読無
13. 野田崇「市町村マスタープランは都市計画マスタープランによって調整され得るか？」、新世代法政策学研究 16 号、p.265-283、2012、査読無
14. 興津征雄「抗告訴訟における第三者の出訴可能性と処分性 相対的行政処分概念の示唆するもの」高木光=交告尚史=占部裕典=北村喜宣=中川丈久編『行政法学の未来に向けて 阿部泰隆先生古稀記念』、有斐閣、p.655-672、2012、査読無
15. 秋山靖浩「存続保障の今日的意義」NBL982 号、p.48-57、2012、査読無
16. 齋藤哲志「Propriété, possession et opposabilité」国家学会雑誌 125 巻 11・12 号、p.121-126、2012、査読無
17. 角松生史「『互換的利害関係』概念の継受と変容」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』、法律文化社、p.150-178、2011、査読無
18. Narufumi Kadomatsu, "Accountability of Administration in Japan after the Mid-1990s", Zeitschrift fuer Japanisches

- Recht Heft 31, S.5-20, 2011、査読無、
19. 根本尚徳「差止請求権制度の機能・体系的
位置について 近時の民法改正提案を契機
とする若干の考察」松久三四彦・藤原正則・
池田清治・須加憲子【編】『藤岡康宏先生古
稀記念論文集 民法学における古典と革
新』、成文堂、p.101-142、2011、査読無
 20. 野田崇「住宅の『公共性』」京都だより 2010
年 8 月号、p.9-12、2010、査読無
 21. 興津征雄「第一種市街地再開発事業の事業
計画の処分性」自治研究 86 巻 6 号、
p.145-161、2010、査読無
 22. 尾崎一郎「マンションにおける秩序と時
間」ジュリスト、1402 号、p.51-57、2010、
査読無
 23. 野田崇「市民参加の『民主化機能』につい
て」法と政治 60 巻 3 号、p.1-62、2009、
査読無
 24. 興津征雄「書評 大橋洋一著『都市空間制
御の法理論』」書齋の窓 586 号、p.71-75、
2009、査読無
 25. 根本尚徳「競争秩序と差止 課題の整理
と展望」藤岡康宏【編】『早稲田大学 21 世
紀 COE 叢書・企業社会の変容と法創造 3
民法理論と企業法制』、日本評論社、2009、
p.191-214、査読無
 26. 尾崎一郎「トートロジーとしての(法 学)?
法のインテグリティと多元分散型統御」新
世代法政策学研究 3 号、p.191-220、2009、
査読無

〔学会発表〕(計 11 件)

1. 根本尚徳「コメント」、環境法政策学会第
17 回学術大会・個別報告第 5 分科会(統一
テーマ:環境訴訟) 2013.6.15、成蹊大学
(東京都武蔵野市)
2. 尾崎一郎「日本法社会学会学術大会全体シ
ンポ・新しい『所有権法の理論』の企画趣
旨」2013.5.12、青山学院大学(東京)
3. 吉田克己「法は身体をどのように捉えるべ
きか」日本法社会学会、2013.5.11、青山学
院大学(東京)
4. 齋藤哲志「用益権の法的性質-終身性と分
肢権性」、日仏法学会、2013.2.16、東京大
学(東京)
5. 秋山靖浩「存続保障の今日的意義」日本私
法学会、2012.10.13、法政大学(東京)
6. 角松生史「防災と財産権のコントロール」
法と経済学会、2012.7.15、上智大学(東京)
7. 吉田克己「第三者による精子・卵子の提供
と市場・自己決定権」、ジェンダー法学会、
2011.12.4、東北大学(宮城県仙台市)
8. 興津征雄「行政救済制度改革の展望~行政
事件訴訟法と行政不服審査法」日本自治学
会、2011.11.27、岡山大学(岡山県岡山市)
9. 吉田克己「コメント」日本消費者法学会シ
ンポジウム「集団的消費者利益の実現と実
体法の役割」、2011.11.5、京都大学(京都
府京都市)
10. Narufumi kadomatsu, Accountability of

administration” in Japan after 1990’s :
International Workshop “Policy and
Accountability in Japan after the 1990’s:
A Global Perspective” 2010.9.24、ルーヴ
ェン(ベルギー)

11. 根本尚徳「差止請求権の発生根拠に関す
る理論的考察」日本私法学会、2009.10.11、
成蹊大学(東京都武蔵野市)

〔図書〕(計 6 件)

1. 亘理格・北村喜宣編著『重要判例とともに
読み解く個別行政法』、有斐閣、p.1-487、
2013
2. 吉田克己『市場・人格と民法学』、北海道
大学出版会、p.1-456、2012
3. 曾和俊文・山田洋・亘理格『現代行政法入
門 [第 2 版]』、有斐閣、p.1-362、2011
4. 秋山靖浩『不動産法入門』、日本評論社、
p.1-298、2011
5. 根本尚徳『差止請求権の理論』、有斐閣、
p.1-474、2011
6. 興津征雄『違法是正と判決効 行政訴訟
の機能と構造』、弘文堂、p.1-356、2010

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 克己 (YOSHIDA KATSUMI)
早稲田大学法学学術院・教授
研究者番号: 20013021

(2) 研究分担者

亘理 格 (WATARI TADASU)
北海道大学法学研究科・教授
研究者番号: 30125695
角松 生史 (KADOMATSU NARUFUMI)
神戸大学大学院法学研究科・教授
研究者番号: 90242049
野田 崇 (NODA TAKASHI)
関西学院大学法学部・教授
研究者番号: 00351437
興津 征雄 (OKITSU YUKIO)
神戸大学大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 10403213
秋山 靖浩 (AKIYAMA YASUHIRO)
早稲田大学法学学術院・教授
研究者番号: 10298094
根本 尚徳 (NEMOTO HISANORI)
北海道大学法学研究科・准教授
研究者番号: 30386528
尾崎 一郎 (OZAKI ICHIRO)
北海道大学法学研究科・教授
研究者番号: 00233510
齋藤 哲志 (SAITO TETSUSHI)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号: 50401013

(3) 連携研究者 なし